

千葉市消費生活センターの事業のご案内 ～障害者の消費者被害防止のために～

◆消費生活相談◆

利用者から商品・サービスの契約トラブルや多重債務に関する相談がありましたら、消費生活センターをご案内ください。



相談時間	月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後4時30分まで ※土曜日は電話相談のみ	
対象者	千葉市に在住、在勤、在学の方	
相談方法	電話相談	相談専用電話 043-207-3000
	来所相談 ※土曜日は除く	所在地：千葉市中央区弁天1-25-1 暮らしのプラザ2階 ※窓口の混雑緩和や円滑な相談対応のため、 まずはお電話 でご相談くださいますようお願いいたします。
	インターネット・ FAX消費生活相談	インターネット相談・FAX相談の入口はこちら ⇒⇒⇒ <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <input type="text" value="千葉市 インターネット 消費生活相談"/> <input type="button" value="検索"/> </div>

◆くらしの巡回講座◆

利用者や職員の研修等に、消費生活センターの巡回講座を是非ご利用ください。概ね10名以上を対象に、「悪質商法の手口と対処法」などの講座を実施しています。（詳しくは次のページをご覧ください）

◆障害者向けアニメーション教材

「相談する勇気～悪質商法に負けないぞ!～」◆

軽度の知的障害や発達障害のある若者向けに、消費者トラブル（ワンクリック請求、キャッチセールス・デート商法、マルチ商法）についてやさしく説明する動画です。消費生活センターで貸し出しをしているほか、YouTubeでも配信していますので、是非ご活用ください。



←消費生活センターホームページからも視聴いただけます。

この資料に関するお問い合わせ：千葉市消費生活センター（電話）043-207-3602
消費者教育班（FAX）043-207-3111